

【要確認】賃料や諸費用の条件が変更になっていませんか？

エンドユーザーは不動産会社さまに正確な物件情報の提供を求めています。特に金銭に関する取引条件はエンドユーザーにとって重要な情報です。変更があった際は速やかに修正してください。

Check!

価格や賃料の
取引条件に
変更はありませんか？

Check!

敷金や礼金などの
諸費用に
変更はありませんか？

Check!

フリーレントなどの
キャンペーンは
現在も実施中ですか？



アットホームでは「正確な物件情報」を公開するために、週に1回以上、物件情報の内容確認と最新情報への更新をお願いしています。



メンテナンス
時のお願い

元付会社さまへ

元付会社さまの公開している物件情報に誤りや必要な表示事項の不足があると、客付会社さまの広告転載時や客付時にトラブルになるおそれがあります。公開時の今一度の確認と公開情報のこまめな更新をお願いいたします。

客付会社さまへ

ATBB(不動産業務総合支援サイト)の2次広告機能により転載をしている物件につきましても、定期的に元付会社さまへ情報内容の確認をお願いいたします。



「キャンペーン賃料」の登録ルールをご確認ください

「キャンペーン賃料(契約期間内で賃料が変動する物件)」の表示について、お問合せが多く寄せられています。トラブルになることを防止するためにも、以下の登録ルールをご確認の上、正しい情報で登録をお願いいたします。

キャンペーン賃料(契約期間内で賃料が変動する物件)を表示する場合

- ・賃料の項目には、**契約期間内で「最も高い」月額賃料**を表示してください
- ・賃料の**変動内容や期間などの詳細**を備考欄に記載してください
- ・敷金/礼金の「カ月」表示が、賃料の項目に記載する金額で算出されない場合は、「カ月」表示ではなく金額を記載してください

【表示例】契約後3カ月間は賃料5万円、4カ月目以降は賃料6万円とする場合

	契約期間(2年間)	
賃料	3カ月間	4カ月目以降
	5万円	6万円

正しい広告表示	
賃料欄	備考欄
6万円	○月末まで成約の方、 3カ月間賃料5万円
ファクトシート(図面)上で敷金や礼金を「カ月」表示する際は算出元の明記が必要です。【表示例】敷金/礼金は4カ月目以降の賃料6万円で算出	

★上記は、ポータルサイト広告適正化部会(*)が統一テーマにて発信しております。

*同部会参加会社 アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、株式会社リクルート

*同部会については、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会ホームページよりご確認ください。https://www.sfkoutori.or.jp/portals_bukai/

★上記は、「アットホーム全国不動産情報ネットワーク利用約款」の細目規定として適用しています。